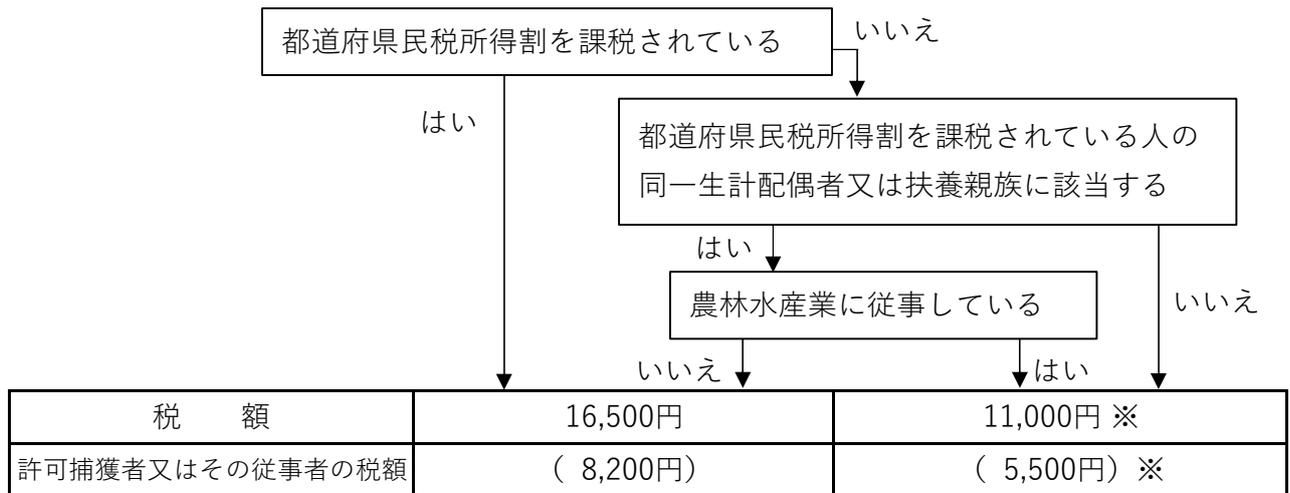


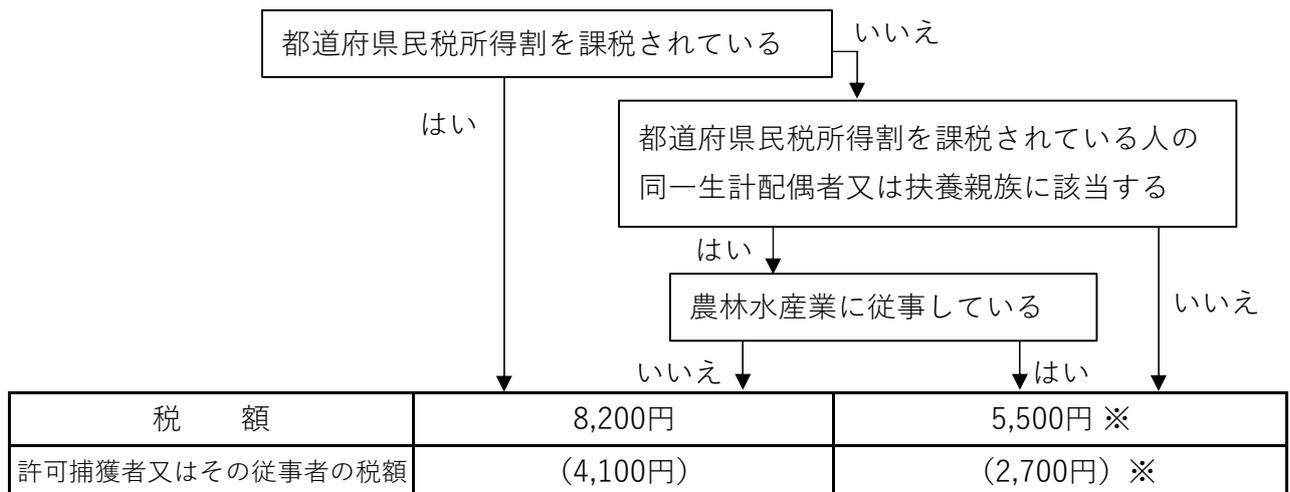
狩猟税の税額区分について

○ 第一種銃猟免許（空気銃以外の銃器）



※「狩猟税納税に係る証明願」を市町村に提出し、証明を受けたものを狩猟者登録申請書に添付します。

○ 網猟免許、わな猟免許



※「狩猟税納税に係る証明願」を市町村に提出し、証明を受けたものを狩猟者登録申請書に添付します。

○ 第二種銃猟免許（空気銃）

税 額	5,500円
許可捕獲者又はその従事者の税額	(2,700円)

○上記のほか、「対象鳥獣捕獲員」、「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」については、狩猟税の課税が免除されます。

（課税の免除及び「許可捕獲者又はその従事者の税額」は、令和11(2029)年3月31日までの狩猟者登録について適用されます。狩猟者登録申請にあたって、それぞれ証明する書類の添付が必要となります。詳しくは、「狩猟税減免措置を受けるために必要な書類について」を御覧ください。）